入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年９月３日

支出負担行為担当官

東北防衛局長　熊谷　昌司

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　04

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　仙台（元）宿舎改修建築その他工事（電子契約試行対象案件）

⑶　工事場所　宮城県仙台市

⑷　工事内容　本工事は、以下に掲げる工事を行うものである。

【建築】

・宿舎（ＲＣ－５　延べ面積2,628㎡(40戸)）内外装改修　一式

・自転車置場（Ｓ－１　延べ面積約40㎡）２棟新設

・ごみ置場Ｓ造新設　一式

・自転車置場（Ｓ－１　延べ面積25㎡）２棟解体

・ごみ置場Ｓ造解体　一式

【土木】

・宿舎改修に伴う建物附帯

⑸　工期　令和３年２月15日まで

⑹　使用する主要な資機材　板ガラス約850㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制工事（受注者希望型）」の試行対象工事である。

⑼　本工事は契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行対象工事である。

⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

なお、紙契約方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に紙契約方式承諾願を提出するものとする。

⑿　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⒀　本工事における主任技術者又は監理技術者の専任期間は契約日の翌日から令和３年２月15日までとする。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年３月１日付国総建第315号）に該当する期間は除く。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年９月３日付東北防衛局長）に示す手続きに従い、仙台（元）宿舎改修建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,000点以上であること。

⑸　平成16年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす新設又は改修建築工事を施工した実績を有すること。なお、建設共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、２者による企業体にあっては出資比率が30％以上、３者による企業体にあっては出資比率が20％以上のものに限る。また、いわゆる分担施工目的の企業体の場合は、出資比率に限らずどの部分の工事を施工したかにより実績を判断するため、施工部分のわかる資料を提出すること。代表者以外の構成員も同様とする。

ア　構造　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）

イ　建物規模　２階建て以上かつ延べ面積1,500㎡／棟以上

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　監理技術者にあっては、一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者。

主任技術者にあっては、二級建築士、２級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者。

ただし、特定建設工事共同企業体で参加する場合、代表者が監理技術者を配置する。

イ　平成16年度以降入札公告日までに、次の要件を満たす新設又は改修建築工事の施工経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

(ｱ)　構造　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）

(ｲ)　建物規模　２階建て以上かつ延べ面積700㎡／棟以上

工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　東北防衛局が発注した「建築一式工事」のうち平成29年度及び平成30年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。